

令和4年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

令和4年12月5日（月曜日）午前10時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程 議案第21号直接審議（先議）

日程第 2 常任委員会議案付託

出席議員（20名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
11 番	遠 藤 保 明	12 番	林 晴 道
13 番	宮 内 保	14 番	飯 嶋 正 利
15 番	宮 澤 芳 雄	16 番	伊 藤 房 代
17 番	向 後 悦 世	18 番	景 山 岩三郎
19 番	木 内 欽 市	20 番	松 木 源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

副 市 長 飯 島 茂 教 育 長 諸 持 耕太郎

秘書広報課長	椎 名 実	行政改革 推進課長	榎 澤 茂
総務課長	小 倉 直 志	企画政策課長	柴 栄 男
財政課長	山 崎 剛 成	市民生活課長	向 後 利 胤
環境課長	高 根 浩 司	子育て 支援課長	多 田 英 子
上下水道課長	多 田 一 徳	教育総務課長	向 後 稔
体育振興課長	金 杉 高 春		

事務局職員出席者

事務局 長	穴 澤 昭 和	事務局 次長	金 谷 健 二
-------	---------	--------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（木内欽市） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第21号までの21議案と、発議第1号の1発議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） おはようございます。

すみません、マスクを質問席、あるいは登壇した場合は外していいということでしたので、外させていただきます。すみません。いつもにこにこしているのに、何か怒っているみたいに見えるといけないので、外させていただきます。

それでは、早速一つ目の質疑ですね、千葉県立、ごめんなさい、9ページです。補正予算書の9ページをお願いします。

千葉県立公立学校給食費無償化支援事業補助金と学校給食費負担金との差額について、お伺いします。

この事業なんですが、第三子以降の給食費無償化、これ県が打ち出している施策によるその補助金だと思うんですが、市内の保護者の方から払っていただく給食費が、ここに計上されております609万4,000円。これを減額補正ということだと思うんですが、まずこの補助金の内容と金額の内訳をお願いいたします。

ごめんなさい、二つ目。2番として、12ページです。

これは、款が2款の10目ですね、2款10目地域振興費ですが、こちらの大幅な増、これ申請者が増という説明でございました。1,050万円という大幅増というのは物すごく喜ばしいことだと私は思います。この内訳、お願いいたします。

それから、3番目として、23ページです。

10款の3目ですね。第一学校給食センター運営費と第二学校給食センター運営費について、一緒に質疑いたします。

それぞれ賄い材料費が増額されております。それぞれの積算根拠と、そうですね、積算根拠の中には人数とか、あと大まかに材料別とか、それから、全体のどれぐらいがその割合として増になっているのかとか、詳細にお願いいたします。

ちょっと第一学校給食センターのほうには光熱水費が入っておりますが、増に入っているというか、別枠であるんですけれども、第二学校給食センターのほうにはございません。これもしお答えいただけるようでしたら、お願いいたします。

以上1回目です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、教育総務課から、まず（1）9ページの県補助金と給食費負担金の差額についてお答えいたします。

今回の補正は、戸村議員おっしゃるように、千葉県が給食費の無料化を打ち出したことによる変更であります。

それで県の無料化制度の概要としましては、第三子以降の無料化を行いまして、市町村が無料化する場合にその2分の1を補助するというもので、期間は令和5年1月から3月となっております。

本市では、これまでも第三子以降の無料化を行っておりましたが、その第三子の範囲が、対象範囲が小・中学校の範囲内で3人以上の子どもがいる場合に無料化としておりました。ですので、上の子が高校生以上の場合は、人数としてカウントしておりませんでした。

それが新しい県の制度では、その対象範囲がこれまでの本市の制度より広く、上の子が高校生でも大学生でも、または30歳でも、親の扶養になっていればカウントして、その下の3人目以降の子が小・中学生であれば対象となるものでございます。

そこで、本市でも対象範囲を県に合わせて拡充しようとするものでございます。

この拡充によりまして、補正前の旭市独自での無料化対象を195人から大幅に464人に増加して、合計659人の児童・生徒が無料化の対象になると見込んで予算計上をしております。

補正予算書9ページのこの上段の学校給食費負担金609万4,000円の減額につきましては、今回の無料化の拡充によって増加となる分、児童・生徒464人分の1月から3月までの3か月分の負担金を減額したものですので、年度当初から無料化していた児童・生徒の分195人分の減額分はこちらには含まれておりません。

ただ、一方で、9ページ中ほどの公立学校給食費無償化支援事業補助金、こちらの416万円の増額につきましては、今年度4月から市独自で無料化対象となっていた195人に加えて、今回の無料化拡充により増加した児童・生徒464人分を含めて、合計659人分の給食費のこちらの2分の1ということで、補助金を計上してございます。

ですので、給食費の減額分は、新たに対象となる464人分のみであるのに対して、補助金のほうは、もともと4月から市独自で無料化となっていた分に、新たに拡充になった分を加えた分が対象でありますので、両方の対象人数が違うということですので、差額が生じることとなります。

続きまして、(3)の23ページ、給食センター運営費についてご回答いたします。

こちらの給食センター賄い材料費の積算につきましては、年度当初の予算額で1日に充てられる賄い材料費を算出しまして、これまでの価格上昇分を考慮いたしまして、物価高騰分として、それに1.1を掛けた金額を1日に必要な賄い材料費としまして、これを10月分以降の給食日数107日を掛けて、必要な賄い材料費を算出しております。

それと、光熱水費のほうで、第二学校給食センターが入っていない理由でございますが、第一学校給食センターのガスボイラーのほうで調理に熱源を使用しておるんですが、第二学校給食センターのほうはオール電化ということで、ガスを使用しておりませんので、光熱水費の補正はございません。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、12ページ、移住定住促進事業について、内訳というご質問でした。

すみません、確認なんですけれども、内訳なんですけど、今年度の申請件数の内訳でよろしいのでしょうか。

（発言する人あり）

○企画政策課長（柴 栄男） では、お答えします。

今年度増えているということなんですけれども、今年度は、当初予算で見込んでいる件数ですが、申請件数44件、それに上乗せ分を考慮しまして、3,320万円で見込んでおりました。

今年度なんです、9月末現在で45件の申請が上がってきております。金額として3,260万円となっております。このことで、予算のほうが不足する事態に陥ったもので、今回の増額要求となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） ありがとうございます。

学校給食の県のほうの、分かりました。金額がね、保護者の方の負担分と、実際に2分の1って掛けるとちょっと違うんじゃないかなと思って聞いたんですが、分かりました。

物価高騰を受けて、当然のことながら賄い材料費が上がってということで、私としては保護者の方の負担とかが軽減できるようなそういう施策を、もしかすると今予算編成時なので、県のほうとかでも考えられているんじゃないかなということを思うわけです。

ですから、その補助率のこととか、あと第三子と言わず第二子とか、そんなこととかも検討材料に、この時期なので上がっているのかどうか。あと、市のほうもそういうことを県のほうに要請しているのかどうか。そのあたりのところをお聞かせください。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 物価高騰によりまして、食材、賄い材料費等高騰しております。

今回賄い材料費のほうは補正をするわけですが、本来であればその給食費で、その分を上乗せして給食費に乘せるということも考えられるかと思いますが、今の時代情勢を考えますと、それは難しいかなということで、一般財源のほうで負担すべきでないかというふうに考えております。

今回県の補助金が第三子ということで打ち出されたときに、市のほうでもいろいろ検討をしまして、県のほうでは市の、例えば市で小・中学生だけ、今までの旭市のように小・中学生だけということであれば、その分について2分の1を補助するということなので、広げなさいというわけじゃないんです。

で、県のほうは、市がやるやらないは別に構わないと。で、市がやる分については2分の1を補助するということですので、その際にどのように拡充しようかと市のほうで検討した

結果、取りあえず県の拡充、県の最大限の幅に拡充して対象者を増やそうということを検討いたしました。

さらに、その第二子以降、あるいは県内の市町村では、例えば小学校6年生とか中学校3年生、学年だけを特定して、無償化している市町村もございます。そういったことも、どのぐらいの金額が市の負担になるか検討いたしましたが、取りあえずは、県の無償化のほうに拡大に合わせるということで、今年度については決定したところでございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 3回目でもいいですか。すみません。

県の補助金のほうとしては、最大限のところを市としては申請しているということで、これから後のことをちょっと聞いたかったんですけれどもね。市としての方針、市独自のと、あと県にそういう今のある枠の中での最大限というんじゃないくて、さらにもっと、やはり少子化対策を第1スローガンとして打ち出している市ですので、どこもそうだと思うんですけども、ぜひともこれをもっと拡充していただくような、今のこの予算編成時に強く推しただくのがいいかなんて思うんですけども、そうしたふうな検討というのがなされているかどうかということを、ちょっとお伺いしたいんですけど。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それではお答えいたします。

このさらなる拡充につきましては、補正予算の検討時、あるいは新年度予算の今これ検討しているところでございますが、この第三子の無償化のほかに、第二子が無償化した場合にどのぐらい市の負担になるかと、先ほど申し上げましたように学年を特定した場合に、このぐらいの財源が必要になるというようなところを検討しております。

ただ、その財源、将来的に恒久的に財源が必要になるものですので、その辺は今後、県の補助制度の拡充等も考慮しながら、ほかの市町村の状況を確認して、あるいは現在物価高騰している状況ですので、そういった社会情勢全て含めまして、さらなる検討が必要と考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○20番（松木源太郎） それでは、議案第1号、令和4年度旭市一般会計補正予算補正（第6号）について、ご質疑申し上げます。

戸村議員とダブった通告をしておりますので、ダブっている部分については簡単にお聞きいたします。

まず、ダブっている点の第1点ですけれども、歳入の12分担金及び負担金の3目教育費負担金、学校教育費負担金のマイナス609万4,000円については今お話がありました。

概略について分かりましたが、この中で最後に1点だけ聞いておきたいと思います。

市が現在実施している第三子の無償化と、県が計画している第三子の無償化の考え方がまるっきり違っているわけです。これについては、その差額について今回減額補正して、父兄の負担を少なくするということでしょうかけれども、現在分かる状態で結構ですが、最後の議論がありまして、例えば旭市が第二子とか全額、全員の方を無償化した場合には、県はどういう対応をすると考えられるか、お答えいただきたいと思います。

2番目に私が通告していた歳出の2款の地域振興費については、戸村議員への回答で分かりました。

それから、3番目の歳出の10款の学校教育費の賄い材料費等についても分かりましたので、それを飛ばしまして、第4の給与費明細書関係について質疑いたします。

ページといたしましては、24ページから27ページにわたります。

これは、今回の条例改正に伴うところの一般職の方々の給与表の変更であります。これにつきましては、説明が大まかでほしい分かるんですけれども、一つだけこの表についてお聞きいたしたいと思います。

まず、24ページがこれは特別職ですが、これは概略分かります。

25ページの一般職総括の中の職員数、（1）の中の括弧分であります。

この括弧分というのはどういうことなのか。つまり今回の条例改正、5年間にわたって、毎年定年を延長していくわけでありましてけれども、その方々のつまり任用短期職員とかパートタイマー職員、こういう方々の分はどのような形でもってここに表されているか、簡単でいいですからご回答いただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、給食費の無償化の件についてお答えいたします。

旭市が第二子を減免したり、全部無償化した場合、県の対応はどうなるのかというご質問でございます。

回答としましては、県の補助対象が第三子以降を対象としているため、その第一子、第二子の無償化に対しては、全額市の負担となると考えております。今のところ県の補助対象は第三子以降でありますので、全額が市の負担になると思われれます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、4点目の給与費明細書の関係についてお答えいたします。

補正予算書の25ページ、こちらは総括ですので、職員の区分ごとに説明いたします。

26ページのア、会計年度任用職員以外の職員の表中の職員層につきまして、補正後の627人は常勤の職員であります。同じく補正後の括弧書き39人は、再任用短時間勤務職員の人数で、常勤職員に含まれないものです。

次に、27ページのイの会計年度任用職員についてです。

括弧書きの53人増については、パートタイム会計年度任用職員の人数が増えたことによるもので、補正により対応しましたワクチン接種事業や、物価高騰対策の給付金事業の人数を反映したものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） 教育総務課にお伺いしますけれども、会計的なものについては補正などでは出てきませんけれども、給食費については大変重い負担が父兄にかかっております。4,000円程度の部分が仮に10か月続けば4万円です。これは大きな負担でありますから、今回県が第三子ということで子どもを扶養している場合には、30歳になろうと第三子がいる場合には補助をするという考え方はもったもだと思いました。

ところで、これは突然の質問で申し訳ないのですが、会計年度末に給食費が取れなかった人数と金額が報告されておりますけれども、その途中の経過については、旭市において、今まで公表したことがございますか。この点についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、この今回の条例、職員の関係の条例改正で、短期職員、再任用職員などについてかなり減っていくと思うんですけれども、これはどの程度、5年間でもって減額しているか。これらのシミュレーションを総務課でもって行ったことがありますか。

以上2点をお伺いいたします。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは教育総務課のほうから、給食費の会計年度を終わったときに徴収できなかった人数や金額を公表しているが、途中経過で公表したことがあるのかというご質疑でございます。

その年度途中で徴収率や未納状況を公表したことはないものと思われま。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） お答えいたします。

今後5年間程度のシミュレーションというお話でございました。

いわゆる再任用職員の制度というのは、今回廃止になります。ただし、退職前再任用の制度というのが新たに立ち上がってまいります。

それで、再任用に行かない職員、要するに勤務年が1年2年と延びていきますけれども、その職員に関しましては、現状でもらっている給料の7割が保障されるような形になります。

したがって、今の再任用職員よりは、かなり高い金額ということになりますので、再任用職員は減っていても、恐らく給与費全体的には、かえって増えていくんじゃないかなということはお分かっておりますが、細かいシミュレーションはまだ行っておりません。

以上です。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） 総務課長のご回答ありがとうございます。

これ、それはやっぱりこれから市としてもやっていかないと、人件費の関係が分からないと思って、ぜひこれ早く、もしやった場合には早めに私たちも教えていただきたいなと思います。

教育総務課の問題なんですけれども、私は実は今お聞きしたことに大変関心持っているんです。一般質問でもってまた聞こうと思いますけれども、なぜこの質問が出たかというと、お隣の匝瑳市におきましては、年度途中の滞納額を提示して、議会にも公表して、そして、小学生が中学生になっても徴収するために、いろいろな努力しているという、それがいいかどうかは別にして、ですから、年度途中のそういう滞納というのがどのぐらいあるのかということをお大変関心持っていますので、ぜひこういう調査をしていただきたいなということをお

お願いして、質疑を終わりたいと思います。ご回答は結構です。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第4号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第5号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第6号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第8号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第9号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第12号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第13号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第14号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第15号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） それではお願いいたします。

15号ですね。干潟保育所の完全民営化の条例が上程されているんですけども、これに関して数点伺いたいと思います。

11月21日に全員協議会がございまして、そちらでこの干潟保育所を民営化した場合の、完全民営化した場合の経費と、今までどおりの指定管理者としての、指定管理としてのその経費との比較、完全民営化することへの経緯という形で、その比較をしたものを出していただきました。

その説明の中で、施設運営費に関しては、市の負担が年間、一番最後のページなんですけれども、年間63万4,000円増える、増になる。指定管理から完全民営化すると、市の運営費、市が負担しなければいけない金額が年間63万4,000円増えるという、そういう説明がございました。

その運営費の下に書いてある表なんですけれどもね、施設の改築に対する旭市の負担ということで、もう改築の表が出ているんです。改築の経費の表が出ています。それが建て替えの

場合、4億3,700万円が建て替えにかかる費用ということで、ただ、こちらは改築の場合は経費が減になるということで、その減の額が1億7,500万円も減になるんですよという表が出ているんです。その説明がございました。

これに対して、複数の議員のほうから、民営化することで市の負担が増える、完全民営化で市の負担が増えるということはどういうことなのかなという疑義が唱えられたと思うんですけども、私もその1人なんですけど、だったんですけど、さらなる説明をしていただかないと、これはちょっとその民営化の意味って、意義ということがちょっと納得できないなということで、さらなる説明を申し入れたことに対しまして、今回11月30日に新たな資料が出てまいりました。

これによると、施設運営費は一転して増から減になっているんですね。黒い三角で、年間37万3,000円の減になっています。10日間で増から一転して減、約100万円ぐらいですか、100万円の差がある、プラスとマイナスでは、プラスなんていうんですか、幅は100万円ぐらいなんですけれども、この10日間でこういうふうな金額が変わった理由というんですか。それをお伺いしたいと思います。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 歳出につきましては、施設の維持管理等を担当する職員が干潟保育所の修繕等に関わっていることから、職員の人件費相当分93万円、それと、公立保育所であることから負担している負担金や建物の保険等7万7,000円を今回計上させていただきました。

理由といたしましては、指定管理者制度により、保育士の人件費については既に市は負担しておりませんでしたので、当初は人件費以外で、旭鈴木学園に係る補助金等を計上して試算しておりました。

しかし、維持管理業務等を行う市職員の負担分、こちらは民営化によりなくなるということから、新たに計上させていただいたものです。

これにより、施設の運営に対する市の負担については、民営化により37万3,000円少なくなるものでございます。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 修繕とかに関わる市の職員のその分の負担がなくなるって、これってその最初に11月の全協があった21日の分のこれのときに、説明のときにはこれは考えられな

かったことなんですかね。単純に聞きますと、市の職員の負担が、市の職員が関わっていたことをなくすから、その分の人件費がなくなるということなんですけども、そうすると今度、園側ってどうされるのかなとかって思いますよね。民間で、こういった福祉施設を営営すること自体が私、大変なご努力をしていらっしゃるんだと思うんです。

なので、こういった完全民営化ということに対して、今は指定管理で、何と言ったらいいいんでしょうかね、経営が安定しているというか、そういう状態の中で、今度、じゃ、完全民営化というときに、市民側に立ちますとね、当然のことながらも経費は減らして、それで運営していただくのが本当にいいことだと思うんですけども、ただ今度、園側に立つと、今の状況からもう一転してマイナスになるようなというのが、これで果たしていいのかなという、そこのすり合わせをきちんとやらないと、こういう条例の上程が私はちょっと時期尚早というか、問題があるんじゃないかなと思うわけです。

それを市の職員のほうがやらなくなる仕事というのが、園側にとっての負担にならないのかどうかというところをお聞かせいただきたいのと、なぜこの11月21日の時点で、それが分からなかったのかという、計上されていなかったのかという、そこのところをお伺いいたします。

それと、もう一点、11月30日に、これ後で出てきた資料なんですけれどもね、この干潟保育所の利用児童数の推移として、現在の利用定員数が110人です。これ表にあるんですけども、110人で、今年度定員数をオーバーして、人口が随分張りついているところにある保育園ですので、今はその定員をオーバーした127人が通っていらっしゃるということで、ただ、その後の推計が令和7年で120人、令和12年に113人、令和17年には定員数を割る106人になるんです。令和22年には98人にまで減少するという推計がこちら出されております。

で、これ建物の、さっき言いましたこの建て替えのほうの経費として出されているところを私はちょっと問題だと思うんですけども、こんだけ安くなるんだから、今、完全民営化しておくべきよという、そういうふうな表で出されているんだと思うんですけども、今後30年足らずで定員割れをするという推計が出ているここの保育園を、この保育園自体は建て替えがまず必要なのかどうかというところも検討しなきゃいけないことだと思うんです。

今現在築16年、鉄骨造の平屋建てですよ。これが果たしてその30年足らずで、30年足らずでその間に建て替えをするというつもりで、こういう表を出されているんでしょうけれども、4億3,700万円を根拠にされたその理由、根拠をお伺いしたいです。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） まず初めに、人件費、市職員の人件費を11月21日の全協のときに考えられなかったのかというお話ですが、ちょっと先ほどもお答えさせていただいたんですが、そのときは補助金等を基本として計上しておりまして、マンパワーのほうをそのときはちょっと考えておりませんで、その後に計上させていただいたものです。

また、その後、維持管理をする職員が民営化して、園のほうが困らないのかというお話ですけれども、そちらのほうは、ご相談があればこちらでもお受けいたしますし、今までのように工事をする際に、見積り合わせですとか、そういう契約行為ですとか、そういうものはもうこちらではやりませんので、向こうでどこの業者さんをお願いすべきかですとか、こういう場合はどうしたらいいのかという、そういうご相談は、市のほうではいつでもお受けいたします。

また、次に推計の関係でございますが、こちらは平成22年度から令和2年度までの10年間の実績では、在園児童が100名から28名増加しまして128名となって、令和2年なんです、再編計画にございますように128名となっております。

令和7年度以降の児童数につきましては、国立社会保障・人口問題研究所、社人研ですが、そちらを基に推計した児童数に、令和2年度の児童数を基準に減少率を乗じ、算出したものです。

先ほど戸村議員おっしゃっていましたが、住宅が増えている、それで、そういうものはちょっと加味しておりません。

保育所なんです、学区がございませんので、保護者の方のご都合で、どこの保育所に入所したいか、ご希望を伺いながら入所受付をしておりますので、こちらの推計には、その辺は加味しておりませんので、よろしくお願いいたします。

最後に、施設の改修の関係なんです、こちらは現在築18年が経過しております。その関係で建て替えをした場合という想定で、資料のほうをお出しさせていただきました。

そのときのご説明でも、大規模改修もこのように、金額はもう少し小さなものになると思いますが、大規模改修の際にも、国の補助金が2分の1、事業者負担が4分の1、市の負担が4分の1ということで、市の負担のほうが大幅に減る。そういうお話をさせていただくと記憶しております。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） ご答弁ありがとうございます。

ただ、11月21日の時点で、マンパワーのことを考えていなかったとかというようなことで、いや、これどうなのかなと。指定管理から完全民営化にするということは、もう全てをひっくるめた運営ですよ。今本当に運営的には守られている状態のところから完全民営化ということで、いや、でも、私は民営化は推進派なんです。民営化することで企業努力を、本当に民は物すごく企業努力をして、経費節減して、ただ、よりよいサービスを提供できるように努力をしますので、完全民営化というのは推し進めていかなきゃいけないことだと思います。

ただ、その中で、でも、今の状態からあまりにもその負担が増え過ぎて、その負担が増え過ぎるというのは、つまりお互いの市側と民との両方の負担が増え過ぎることで、どういう状態になっていくかというのを危惧しているわけです。ですから、それをちゃんときちんとすり合わせしながら、何かこのマンパワーのところ忘れていたのよねみたいな、そういうことで議会に予算、もう本当に予算を決めるところじゃないですか。そういうところに、こういう資料でちょっと忘れていました、これ計上するのみたいなので出されても、これ到底看過できるものじゃないと思うんですよね。

ですから、ちょっと今のご答弁が非常に論点ずれていて、保育園のほうから何かその見積りとか、どうしたらいいかみたいな来たら、それに対して対応しますみたいな、それも何か論点ずれだと思いますね。きちんと大本のところを、果たして両者がどうやったらうまく保育園、もう本当に大事な施設ですよ、社会福祉施設ですよ。それをどうやったらうまく運営していけるかというのを、もう一回きちんと私は検討すべきだと思います。

あのときも言いましたけれども、全協のときも意見として述べさせていただきましたけれども、このままこの資料だけで、それで入って条例が上程されて、それでもって、その間にきちんとした説明等がもう一回ないですかとお伺いしましたら、する方向でみたいなことを言われていたと思うんですけれども、今回そのもう上程された後、新しい資料が出てまいりましたでしょう。これどういうふうなお考えですかね。

あと大規模改修、建て替えの費用のことなんですけれども、4億何千万円かというのは建て替えのことで、大規模改修のときだってそれ相当の大金かかりますよって。だから、その分が減になるから、実は得なんですよという、そういう論法じゃないですか。これも大規模改修なのか、建て替えなのかというのも、完全にこれと外して考えなきゃいけないことだと思います。

先日も新聞にございましたけれども、出生率というんですか、少子化にもうコロナが始ま

ってから本当に拍車がかかっているようなんですね。ですから、先ほど課長のほうから保育園はどこに通ってもいいんです、だから、ここは、この推計というのは、単なる人口問題研究所なりに数字を出しただけでみたいなことをおっしゃったんですけれども、それもひっくり返してきちんと考えないと、本当に完全民営化がいいのかどうか。そのところをきちんと考えなきゃいけないと思うんです。それに対してのちょっとご見解を聞かせてください。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 民営化いたしましても、先ほど申しましたが、市のほうと干潟保育所のほうは、変わらず相談し合いながらやっていく。

（発言する人あり）

○子育て支援課長（多田英子） すみません。また、これから協定書、そういうものも取り交わしてまいりますので、その中でもしっかりやっていきたいと思っております。

○議長（木内欽市） 副市長。

○副市長（飯島 茂） 私のほうから補足といいますか、回答をさせていただきます。

まず、この資料の関係でございます。

これはやはり私も昨日申し上げたつもりでございましたが、まず上段のほうの運営に関する資料のほう、前回お示しした資料では63万4,000円ほど費用が増えるだろうというような資料になっておりました。

これは先ほど担当課長答弁いたしましたように、当初は保育所のほうへ出す補助金関係だけ、その費用だけを表示いたしました。それは数字が63万4,000円ということで、確かに負担増にはなりますが、通常経費の中で、そう大きなことではないだろうと。とんとなんの話だと。将来必ず来る建て替えのときに、そのときには4億円強の建築費がかかりますよ、そのときの試算として1億7,000万円ほど市の負担のほうが増えますんでと、そういう象徴的な部分で表示した資料でございました。

確かに、63万円でも通常経費のほうで増えるのはいかがかと。ちょっと議員方も疑問に思いますよということでございましたから、保育所に直接出すその補助金等ではなくて、市内部でまさしくその干潟保育所も含めた通常の経費として、マンパワー、職員のほう、事務屋のマンパワー等もかかっておりますんで、それを表示して、少なくとも数字的には完全民営化したほうが経費が軽くなるというような資料のほうを提出させていただいたところでございます。

それから、さらに言えば、今言ったのは今後必ず来るその建て替えのときで、1億7,000万円でございますが、現在18年経過の中、今後あと10年ほどたった段階で、どれだけまだそういうその大規模な改修等が必要になるかどうか分かりませんが、そこら辺は、まさしく今費用として見込むことはできません。屋根の改修が必要なのか、外壁が必要なのか、水回りが必要なのか、そこら辺ははっきりとまだ数字は入れてありませんが、そういった経費も必ずかかってくるだろうなと思っております。今のまま持っておれば市の負担が増えてくる。

それから、もう一点、私のほうで、担当課のほうから聞いておりますのは、鈴木学園のほうとは、しっかりそこら辺の調整というか、協議のほうはしてあるということでございます。

これ前に私申し上げましたが、議長のお話もあったということで申し上げましたが、県から例えばその施設のほうを移譲を受ける場合には、もう県のほうは、全て今想定できるその修繕等はしっかり対応していただいた上でいただくことになっておりますが、今回この鈴木学園のほうの協議では、今のままで結構ですと。私どもでいろいろと、例えば病後児保育かな、そういったことで改修もしたいんで、今のままで結構ですから、お譲りいただいてもいいですと。そのようなちょっとお話は聞いていますんで、調整のほうはしっかり済んでいるというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

議案の質疑は途中ですが、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時 0分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

続いて、常世田正樹議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○1番（常世田正樹） では、よろしくお願いします。

議案第15号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

旭立干潟保育所の完全民営化に踏み切った理由についてお伺いします。

旭市立干潟保育所は、公設民営化をしてから約15年の歳月が経過しております。私は干潟保育所の第三者委員として関わっている立場から、運営を行っている学校法人旭鈴木学園の理事長とお話する機会がありますので、民営化を受け入れた理由についてお伺いいたしました。

これまで干潟保育所と認定こども園あさひこひつじ幼稚園での職員の異動はほとんどなく、既存のままの保育体制を維持してきましたが、今後は民営化した後、適材適所、保育士が担任・副担任等になる異動の機会が増えるので、スキルアップが期待できる。保育体制の厚みが増し、さらなるサービスを利用者へ提供することができる。

そして何より、鈴木学園として、こひつじ幼稚園を長年にわたり経営してきた間、たくさんの地域の方や利用者、そして、行政に支えられてきたことへの恩返し、地域貢献という気持ちが強いということを理事長が述べておりました。

干潟保育所は、数年前に台風によって屋根が剥がされまして、雨漏りがしてしまい、教室の壁がカビだらけになってしまったことがありました。

今後、そういった事故が起きたときには、鈴木学園のほうで修繕することになり、多額の費用が発生することになると思いますが、その点については大丈夫なのかと理事長に伺ったところ、そういった建物、ハードの損失よりも、ソフトを充実させ、さらに質の高い保育サービスを提供できる期待感のほうにまさっているとの回答でした。

鈴木学園が民営化を受け入れた理由については、以上になります。

市の見解として、完全民営化へ踏み切った理由についてお聞かせください。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） まず、経緯について申し上げます。

旭市では、施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービス向上と市の経費の節減を図ることを目的として指定管理者制度を導入しており、干潟保育所においては平成19年度に指定管理者の公募を実施しまして、平成20年度から学校法人旭鈴木学園に運営を委託しております。

指定管理者については、5年ごとに候補者選定委員会を開催し、事業の内容を審査した上で選定しており、学校法人旭鈴木学園は、3期15年の長期にわたり、干潟保育所を運営しております。

また、旭市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画や、旭市立保育所再編計画の策定に当たっては、民営化により保育の質の向上や経費の削減が見込まれることから、保育所の民営化について検討してきたところです。

完全民営化に踏み切った理由というご質問でございますが、まず、独自の保育サービスの提供により、保育の質の向上が見込まれること、今後予定される施設整備において、市の経費が削減できること、学校法人旭鈴木学園は3期15年の運営実績があり、利用者の評価が高く、これまで一時保育や病児保育など、保護者の一助となる事業を積極的に進めていること、令和5年度は指定管理契約の更新時期であることなどを考慮いたしまして、総合的に判断したところでございます。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） それでは再質疑いたします。

民営化により保育の質が高まり、手厚い保育ができるようになるということを、鈴木学園は公設民営化をしてから約15年という長い歳月をかけて証明してきたと理解してもよろしいでしょうか。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 学校法人旭鈴木学園は、長期間の指定管理を民間ならではの視点で創意工夫し、保育所を運営し、利用者から高い評価を得ております。

また、10月の干潟保育所の民営化に係る保護者説明会でも、反対意見はございませんでしたので、保護者からもご理解を得られたものと考えているところでございます。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） ご回答ありがとうございます。

令和4年度、旭市干潟保育所事業計画書における施設の経営方針等に関する事項に以下の記載がありますので、ご紹介させていただきまして、私からの質疑を終えさせていただきます。

児童がいるからこの仕事ができる、預けてくれる保護者がいるからこそその仕事ができるということに喜びと感謝の気持ちを持ち、児童や保護者のために献身的に尽くせるような保育者を育てるとあります。

以上で質疑を終わります。ありがとうございます。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の質疑を終わります。

常世田正樹議員は自席へお戻りください。

続いて、伊場哲也議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○5番（伊場哲也） それでは、議案第15号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例、この点について質疑をさせていただきますけれども、先ほど戸村議員の質疑内容とダブっているところもあるんですけれどもね、最初は干潟保育所の完全民営化前と後の経費の比較についてということで、質疑をさせていただく予定でございました。いただきますけれども、先ほどの戸村議員の質疑の中で、副市長の答弁、回答にもありました。

前回11月21日の臨時会全員協議会で説明をいただき、十分理解できなかったのです。その結果を受けて、もう一度きちとした説明をということで、議会が始まる直前に、また、議会が始まってからですか、説明がございました。

精査、試算した結果、施設の運営に対する市の負担並びに施設の改築に対する市の負担が軽減されると。したがって、民営化だと。

旭市立保育所再編計画にも、令和5年度からいよいよ民営化ということを計画にもありますので、実際民営化されて、市の負担が増えるなんてことはないだろうと想定していた矢先の21日の臨時会での説明でございましたので、え、これ民営化して増えてしまうんだったら、民営化しないほうがいいんじゃないのという素朴な疑問もありましてね。それで、今度出された、30日に出された説明の資料を見ましたところ、37万3,000円軽減されるということでした。

これも先ほど戸村議員の言葉にありましたように、僅か10日間でこういう形になったのか、説明されたのかと。本当に失礼な言い方になっちゃいますけれども、説明資料を見て、とにかく信じがたいなというふうに若干疑念が生じた。したがって、質疑をさせていただいたということで、ご理解いただきたいと思いますけれども、本当に大丈夫なんでしょうか。自信ある回答をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 市の負担額についてご説明させていただいておりますが、資料にございますように、民営化により市の負担は少なくなる見込みでございます。

鈴木学園からは、今以上に病児保育の事業に力を入れていきたいというお話も伺っております。医務室等の改修の計画もあるようでございます。

このことから、今後施設の改修工事を実施した場合は、現状は国の補助金はありませんが、民営化いたしますとそういうものがございます。市の負担が少なくなると考えているところでございます。

そのほか補助対象とならないような改修もございますが、そちらも全て干潟保育所の負担となってまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 再質疑をさせていただきます。

今、自信ある、民営化しても大丈夫なんだという課長からの答弁をお聞きしまして、私も民営化賛成、大賛成という考えでございましたものでね。ぜひ民営化した後、さらに鈴木学園様には、より質の高い保育の運営なり指導をしていただきたいなというふうに、切に願うところであります。

2点目の質疑でございますけれども、民営化後の旭鈴木学園様の事業方針について、分かる範囲内で、課長答弁を願いたいと思います。

報告書に記載されておりました指導計画作成を行うシステム、午睡チェックシステムの導入と、何といたってもやはり児童の事故を防止する安全管理体制、これが最優先されるべきだというふうに思うんですね。

その観点から、午睡チェックシステムの導入と。大変結構であるというふうに思うのですが、指導計画作成を行うシステムですとか、ICT化の推進についてシステムを導入されるというようなことも説明にございました。

具体的にどのようなシステムを導入するのかと。そのことが保育指導の充実につながるというふうに思うんですね。ですので、どのようなシステムの導入、これについてお伺いしたいというふうに思います。

あわせて、利用児童数の推移が定員110名のところ、平成27年から定員オーバーというふうに児童の推移となっておりますよね。児童の数が増えるということは、保育園経営にとってはいいのかもしれませんが、手厚い児童のケアといったことを考えると、やはり定員いっぱいいっぱい。定員ぎりぎりぐらいが先生方も児童に対して目が届くのではないのかなというふうに経験上推測するのですけれども、定員が17名オーバーということは、1クラスどころか、2クラスぐらい多かったと。先ほどマンパワーという言葉も出てきたけれども、問題はなかったのかな。手厚い児童のケアについて、問題なかったのかということも併

せて、システムの導入とケアについて、質疑させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の再質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） それでは、初めに施設のＩＣＴ化につきまして、ご回答させていただきます。

まず、安全面に力を入れたいということで、低年齢児の午睡チェックシステムの導入を考えていらっしゃるしまして、ゼロ・１歳児の寝返りの状況を把握して、うつ伏せ寝など危険な状態を感知するとアラームでお知らせするというものがあるんだそうです。

このことによりまして、午睡のデジタル管理と併せまして、従前の保育士による午睡チェックも併せて行いまして、さらなる事故防止ができる体制を整えたいと聞いております。

次に、勤務管理や指導計画作成について、保育所で職員がタブレット端末やパソコンなどを施設内のどこでも利用できるインターネット環境を整備しまして、書類作成をはじめとする様々な業務を効率化することで、それにより割られました時間を保育業務に充てることで、さらなる保育の質の向上につなげていきたいというふうに聞いております。

次に、施設の児童数についてでございますが、定員の20%増まで児童を受け入れられるというふうに、今認められているところでございます。110人の定員ですので、132人まで受け入れられるかと考えております。

また、保育士の配置につきましては、国が定めました配置基準がございまして、干潟保育所は現在配置基準を上回る保育士の配置をしております。

市では、毎月保育士の配置状況や児童数を確認いたしまして、指定管理料、補助金等を支払っている状況でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 理解させていただきました。

20%受入れが可能だからというお話ありました。だからこそ、手厚いケアについて大丈夫なのかなという心配が生じてきたもので質疑させていただいたのですけれども、おかげさまで、この間の説明で、文教福祉常任委員会で、私自身干潟保育所、足を踏み入れて、どういったその保育園経営がなされているのかというのを実際自分の目で見たことがなかったもので、ぜひ訪問の、参観の機会をいただきたいということでリクエストさせていただきましたら、実現、それがするような形で、13日の日には委員会のほうが終わってから、午後から行

かせていただけるので大変よかったなと思いますし、今話題になっているこの民営化といったものを実際自分の目で、将来的にはどういった保育園経営がなされるのかなといったところ、勉強していきたいなというふうに考えております。お礼申し上げます。

3度目、最後の質疑なんですけれどもね、今回やはり10月に保護者に説明を行った段階で、反対意見はなかったというようなお言葉が課長からございました。そもそも、もうこれ計画がされているわけで、その計画にのっとって、民営化の準備をされて、これまで来られたと思うんですね。

そして、いよいよ来る令和5年4月には民営化スタートと。そういった流れの中で、大変申し訳ない言い方になりますけれども、結論から言って、議会で承認を得なきゃいけないということが法的にあるわけじゃないですか。であるならば、10月に保護者を対象として行った説明会で、こんな状況でしたということで、しかるべきタイミングを見計らって、臨時全員協議会なる、そういったものでも開催、早めにしていただいてご説明いただければ、私のように十分理解できない人間にとっても、より深く市が考えているその民営化に対しての考えですとか、現状の問題点ですとか、あるいは今後予想される課題と。そういったことについて、私自身ももっともっと理解できたなというふうに思いましたので、もうちょっと早めに説明会なりしていただけなかったものかなということを思いましたもので、この点について、課長、いかがお考えでしょうかという見解をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 保護者説明会を実施しました後に、議員の皆様にご説明させていただき予定で準備を進めてはおりました。新型コロナの感染状況を考慮しまして、保護者説明会も10月13日の開催になってしまいまして、その終了後に議員の皆様にご説明させていただき準備は進めていたんですけれども、準備の都合もございまして、11月21日の臨時議会終了後の全員協議会の開催時の説明となってしまったものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○20番（松本源太郎） 議案第15号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、ご質疑申し上げます。

まず、干潟保育所を削除して、旭鈴木学園へ無償譲渡し、敷地は無償貸与することが提案されているわけです。

今お話を聞いてみますと、民営化というのは大変いいことであり、民営化したほうが何か、先ほどの課長の答弁にちょっと私は異議を申し上げるつもりはありませんけれども、民営化で保育の質の向上をということも言っていました。

しかし、直営であろうと民営化であろうと、保育の質の向上をつくれるのは、保育を担当している保母さんはじめ、担当者の方々の日常の努力によってされるわけでありまして、そういう言い方というのは私はまずいと思うんです。

ですから、今回、保育所再編計画などが出まして、幾つかの保育所を統合する、民営化するという市の方針が今出ております。その最初の形として、干潟保育所の民営化が今言われてきたわけです。

ところが、ご存じのように、学校法人旭鈴木学園は、すぐ近くに認定保育園をお持ちでございます。あさひこひつじ幼稚園。ここはどういうところかという、ゼロ歳児から5歳児まで認定保育園として、保育園の形、幼稚園の形を持ちながら、近隣の市町から360名の児童を預かっている同じ学校法人であります。

そこに、なぜ民営化するからといって、指定管理者であったところが15年の切替え時期に、民営化としての提案をしなかったらなかったのか、私には考えられません。

そこでお聞きしますけれども、建物も無償譲渡、土地も無償貸付け、こういう形でもって、市民の財産を民間に渡していいのか。これが私の一つの疑問であります。

民営化万々歳という発言が何回かありましたけれども、福祉行政というのは、本来、市町村が十分な力を入れてやるべきものであり、その補完的な内容として、民営によって保育所なども運営されるというのが基本であります。

民営化すれば何でもよくなるということは考えられません。ましてや今回の場合には、学校法人が認定こども園と保育所を近くに持って、人的交流もしたいという意向もあるようでありますけれども、こういう形での民営化というものに、なぜ市当局が決定したのか。これは市長からご答弁いただきましたかと思いますが、本日はいらっしゃらないので、副市長が代理でぜひご回答いただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

○副市長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

先ほど来、戸村議員、伊場議員、常世田議員、同様なご質問がある中で、担当課長のほうも説明をしてまいりました。

とにかく3期15年にわたって指定管理を受けていただいた、非常に保護者の評価も高い、それから、やはり常世田議員からありましたが、伊場議員でしたか、定数を超えている、それは問題ないのかというご質問ありましたが、要はそれは20%を超えるまでは、国のほうの制度で問題はないわけですけれども、要はそれだけ保護者、地域の皆様方から支持といいますか、評価をいただいている事業者でございます。

そのような事業者に、今後民営化というふうなことで経営をお願いしたい、そのように考えた次第でございます。

以上です

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） そこででありますけれども、何で無償譲渡で、また、土地は無償で貸すんですか。市の説明の資料の中にも、県内の土地建物無償貸与、移譲している事例ということであります。

ところが、市外の場合に、無償でもって前市長が譲ったものが大問題になっているという自治体もあるわけです。ですから、私は、私の意見ですけれども、これは、何らかの譲渡並びに土地は無償でもって貸すんでなくて、貸すのであれば賃料を取る、貸さないで譲る場合もある、こういう形でもってしなければならない処分じゃないかというふうに考えます。

これについて、市の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

まず、法的な根拠につきましては、先般、全員協議会のほうで、やはり松木議員のほうからご質問があり、担当のほうから答弁をさせていただきました。

市の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、このような条例を定めておりますので、その条例に基づき、まず、考えておるということを申し上げます。

そして、まず、あと近隣の関係で何か問題になったといったようなお話がありました。確かに新聞報道等で、建設されたばかりの資産を事業者は無償譲渡したよというような、そのようなことで新聞報道がありました。

ただ、私ども旭市は、先ほど来申し上げておりますように、3期15年、そのような長きにわたって指定管理として実績がある業者でありますので、近隣の市の無償譲渡とはちょっと内容が異なるであろうというふうに思っております。

その近隣の市では、建てたばかりの新しい、ちょっとよく私承知していませんが、新しい施設を、そういうことで無償譲渡したということでございますが、旭市の場合、ときを計算したわけではありませんが、ちょうど起債のほう、市の借金のほう、これが築後20年と言いましたが、令和4年度末ですから令和5年3月に、ちょうど借りていた起債のほう、要は借金ですね、そのほうも終了するというところでございます。

そのような状況もあって、これは結果の話で、それを狙ったわけじゃありませんが、そのような状況があるよということでございます。

それから、無償貸付けにつきましては、現旭市で、まず飯岡地域、ひかり保育園のほうが無償貸付けを現在も行っている、それから、干潟地域、干潟町中央保育園、やはり無償で現在も市のほうが貸し付けておる。そのような市内で前例がありますから、当然としてその公平といいますかね、バランス上、土地の無償貸付けについては同様に考えたいということでございます。

それから、建物の無償譲渡、これについては旭市内では前例事例がございません。ただ、事例はございませんが、県内等を調べた中で、無償譲渡している例がありますので、その例に倣っていききたいなと思っております。

現実、今は評価をすれば幾らかの評価額、財産としての価値はあるわけですが、先ほど来申し上げておりますように、長期的に考えた場合の建て替えの場合、1億7,000万円からの市の負担が増えますよとか、あと分かりませんが、5年後、10年後に大規模な改修があったときには、やはり市の負担が増えますよと。そういうことが想定できますんで、建物のほうは、今無償で譲渡をしたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 条例の無償譲渡のどこの条項に該当するんですか、そうすると。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例のまず譲与ですね、これは第3条でございま

す。それから、無償貸付け、これは第4条のほうに規定されております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第15号の質疑を終わります。

議案第16号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第17号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第18号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） 第18号です。

旭市立、市立ですね、第二中学校特別教室棟大規模改造工事なんですけれども、この工事費が増になっております。この補正なんですけれども、変更前と変更後が1億3,805万円から、変更後1億6,179万200円になって、変更増の金額が2,374万200円なんですけど、これ15%増です。議案説明で何かちょっと分かりにくかったんですけれども、6月も着工している工事で、足場を組んで見てみたら、屋根裏じゃなくて、どこでしたっけ、雨どいでしたっけ、何かのところも劣化していて、どうのこうのとかという説明だったんですが、まずこの内訳、工事の内訳と、それから、実施設計、設計段階でこういうことが分からなかったのか。普通実施設計となると、もうどこが実際に傷んでいるのかとかを完全に、その時点で足場を組んで見積もるんだと私は理解していたんですね、今まで。ですから、何か物すごく不思議な気がしまして、この設計段階でこういう事態が分からなかったのかどうか。どういう設計だったのかも教えてください。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、旭市立第二中学校特別教室棟大規模改造工事の増額になった工事の内訳でございます。

まず、工事の内訳としまして、アルミサッシの防水処理のためのシーリング、こちらは4,390メートル必要になっております。それとサッシの戸車交換、それと落下防止手すりの更新、木製建具の補修工事等を追加するものでございます。

実施設計の段階で分からなかったのかというご質問でございますが、設計段階における調査方法は、委託した建築設計事務所により、現地を確認可能な範囲で目視により実施しております。

設計時点では、鋼材であるアルミサッシなどは長期間使用可能であり、費用を抑制するためにもアルミサッシのシーリング、防水箇所については、本当に破れているところだけ部分的な補修というふうに計上してございました。

ただ、工事開始後の詳細調査によりまして、サッシは予定どおりそのまま使用するんですが、防水処理等の追加工事が必要となったものでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） こういったその大規模改修、これは大規模改造工事、大規模改修とか大規模改造工事で、その実施設計の段階は全て今までも目視だったんですか。見てこれぐらいだろうみたいので設計をされるということなんですかね。でも、実際問題として、壁の中だとかそんな剥いでみないと分からないということはあるでしょうけれども、ただ、その目視なのか、その目視というのが足場まで組んで、ちゃんと目視をしていなかったんですかね。今までもこういうやり方だったんでしょうか。

そうすると、これから、先ほども干潟保育所ですか、そういう例も大規模改修のときもかなりお得になりますみたいなこともございましたが、実施設計段階で、目視で、こんだけの金額って言われておいて、じゃ、実際工事着工してみましたら15%も増になりましたみたいな、これちょっと議会に気軽に上程されていることが非常に不思議なんです、私。

先ほどの課長の答弁、先ほどの一つ前の答弁にもございましたけれども、後でちゃんとこうしますからとか、協定書はちゃんとやりますからとか、後で話合いで何とかしますとかというような、それって全く私、議会での答弁にはならないと思うんです。予算です。全て金額です。それを審議するのが議場ですから、議会ですから、それが何か目視、せっかく実施設計だって物すごい金かけていると思うんですよ、私。その段階で目視でこんだけだったん

で、やり始めました、あ、ここも直さなきゃいけませんでした、15%増とかって、議会に何か上程されて。これってどうなんですかね、私、ちょっと当局側の姿勢というんですかね、それを、申し訳ございません、これは今まではこんなことなかったけれども、今回初めてというケースかも分からないんですけれども、今後、公共施設等が本当に老朽化してくる、大規模修繕とかそんなものが必要になってくるときに、目視で実施設計やりました、こんな金額でした。でも、今度、実際始めました、15%増です、どんみたいのを。これちょっと見直していただきたいですよ。

実際問題として、実施設計の業者さんと、それから、実施設計にかかった金額、教えてください。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、全て目視で行っているのかというようなご質問でございます。

確かに実施設計の段階で、高所作業車や足場を設置すれば、もっと詳細な調査はできると思いますが、高所作業車や足場設置は多額の費用がかかりますので、調査段階と工事段階の2回にわたって、二重に経費をかけることになるということでございますので、経費節減と調査効率化のため、目視により調査を行ったものでございます。

こういった補修工事の際に事前調査を目視で行うのは、通常の調査手法でありまして、適正な調査手法であったというふうには考えております。

建築工事を進める上では、当然事前の設計どおりにいかない場合もありますので、定期的に建築業者と設計管理会社、そして発注者である市役所担当者と工程会議を行いながら、契約の範囲内に収まらない場合は、契約変更するというのは、通常の工事でもあり得ることでございます。

それと、設計の金額でございますが、431万2,000円でございます。

以上でございます。

（発言する人あり）

○教育総務課長（向後 稔） 業者名ですか。業者のほうは、ちょっとすみません。網中建築設計事務所だったと記憶しております。網中建築設計です。すみません、手元に資料がございませんので、間違えがありましたら、後日訂正いたします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 通常、目視でということで、高所作業車とか、足場組むとなると、高額な経費がかかるということだったですけれども、431万2,000円って結構私は高額だと思うんですよ。

それで、これに足場代でどれぐらいプラスになるか分からないですけれども、ただ、これから先、通常こうでしたからということで、先ほども言いましたように、老朽化したものを改修するとか、そういうときに全部こういうやり方で目視のみ、足場なんか組まないでやりますみたいのだと、こういうふうに、後からまた追加追加みたいなので上がってくる可能性というのが大になってくると思うんです。

何でその補正組んで追加がよくないといいましょうか、仕方ないケースがほとんどだと思うんですけれども、ただやっぱり、こういった15%も増というところが、簡単に上程されることというのが、私は最初の計画時点での見込みの甘さといいましょうか。そういうところの現れだと思うんです。

で、2,300万円がですよ、多いかを少ないかということになってくると思うんですけれども、私は非常に大きい金額だと思うんです。で、これからのことを考えたときに、このところの実施設計のやり方というんですかね、そういうものをぜひとも見直していただきたいと思うんですが、そういったもの、でも、これを課長に聞いてもあれですよ。副市長ですかね。すみません、ちょっとこれ、問題だと思われませんか。お願いします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

まず、この契約行為、工事、こういった建物だったり、道路等もございますが、契約変更等で増額になることが、ちょっと私ども、多々決裁のほう上がってきます。

ただ、私もそういった行為は、基本的にはもう好ましくないものと思っております。当初の段階でしっかり設計をし、その上で入札執行をかけて、最後まで行くよと。それがまさしく公正公明な契約行為だろうと思っていますんで、基本的には好ましくないと思っております。

あと、先ほど言った目視、ちょっと私も現場のほうはよく分かりませんが、こういった建物の改修ですと、それがそのようなものであるということでございます。

ただ、冒頭のほうで見込みが甘かったのかというご指摘でございますが、なかなかその見れないような場所について、当初の実施設計の段階で、じゃ、そこを交換しましょうとか、

何々しましょうといった、言うなれば課題といいますか、特別支障ないものまでも積算に入れるということは、当然として、市として無駄なといいますか、必要のない支出になりますので、後でその増額、契約変更になるということは、これは国交省のほうから、そういった指摘の中で、契約金額の20%まででしたか、変更契約が認められると、そういうような根拠があるようです。

実施設計やった実際現場に入った中で、目に見えなかった部分がどうしても工事、物を交換したりとか、そういったことがあれば、それは仕方ないことなのかなと思っております。

今回も大きな変更になっております。先ほど担当課長のほうから、サッシのシーリングとか戸車とかという説明がありました。積み上げで大きな金額になりますが、例えばちょっと私の手元のメモですと、外壁の補修については何か120万円ほど減ですよ、屋上にプールありますから、プール騒音の下地調整については、少ない金額ですけれども50万円、これは必要ありませんよ、そのような減額の見直しもされておるようでございます。

そのようなことで、今回は必要不可欠な増額であるというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（木内欽市） 以上で戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、昼食のため、1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時 0分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま執行部より発言を訂正したい旨の申出がありましたので発言を許可します。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 発言の訂正をさせていただきます。

先ほど議案第18号の戸村議員のご質疑に対する回答で、実施設計業務委託の金額を431万2,000円と申し上げましたが、正しくは572万円でありました。訂正させていただきます。

○議長（木内欽市） 引き続き議案の質疑を行います。

続いて、松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第質問を始めてください。

○20番（松木源太郎） それでは、戸村議員と同じ内容ですけれども、戸村議員が聞いた中でご回答いただいた点は除いて、私が質問させていただきます。

まず、17%も余計にかかる工事が行われたわけですが、ペナルティーをこの設計事務所に対しては、かけなければいけないと思うんですが、そういうようなご計画はあるんですか。

この第二中学校の特別教室は、先ほどお話があったように、私が前に議員やっていたときにこの建設のことをいろいろと調べたことがありまして、最上階にはプールがある大変特殊な建物であります。ここを大規模改修するためには、本当に綿密な調査が必要ではなかったかと思います。

つまり、何十トンもの水が一番上に乗るわけですから、これを改良するなら別ですが、そのためには十分な調査が必要ではなかったかと思います。

結果としては、アルミサッシのシールの問題だというふうに申しておりますけれども、しかし、こういうような間違った形の調査をして、工事価格を決めるような形のものは、どうしても私はペナルティーが必要だと思いますけれども、それについては、市の中ではどのようにお考えですか。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） その17%もの工事費が追加になったことで、設計業者に対してそのペナルティーがあるのかというご質疑でございますが、基本的には17%という数字につきましては、差額は2,370万円と大変高額なんです、そのパーセントとしては、通常の工事においては、国の設計変更の取扱いの指針などにもよりますと、20%以内は軽微な変更と言われておりまして、変更契約は当然可能というものでございます。ですので、ペナルティーを科すということはないかと思います。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） そうしますと、工事の設計価格を調査するときには、見た目だけをもって調査をすればいいと。20%を超えなければ、予算を20%議会にはかって出せば済むと、そういう問題なんですか。私は、それは仕事のやり方としては全くおかしいと思います。これをどのように将来変えていくか、市当局のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 松木議員おっしゃるように、工事の見込みが甘かったということとは、工事開始後に想定より老朽化していたことがあったということです。

結果的には、設計段階で判断が少し足りなかった部分はあったかと思われませんが、それにつきましては、先ほど戸村議員の回答でも申し上げましたように、二重に２段階にわたって足場を組むとか、そういった経費の抑制をするという判断でありましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員。

○２０番（松木源太郎） 戸村議員への答弁の中でも、確かにそのようなことをおっしゃっていましたが、現物を見ないで、だいたい外から見て足場を組まないで、サッシがこうだろうから、ここは大丈夫だというようなことをしたら、結局現物を見ないでもって設計をしたということでしょう。そういうことについて、これからの大きな工事いろいろあるでしょうからね。そういうときにもっと見直してくれって言っているんですよ。そういうことについては今後どうするんですかということを聞いているんです。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（飯島 茂） 私のほうから回答させていただきます。

まず、今の松木議員がご指摘の中で、現場を見ないでというようなご指摘でございましたが、その現場を見ないでということではなかろうかと思います。

先ほど担当課長答弁していますように、高いところは見えなかったとか、裏側であるとか、そういったことでありますので、決して見なかったということではない。

そして、今後の見直しというご指摘でございます。

冒頭、私、先ほど戸村議員にも回答いたしました、変更契約というのは本来あるべきものではないということは、私も全く同じ考えでありますので、今後、変更契約、ましてや大きな増額になるような契約にならないように、設計の段階で業者決めましたら、しっかりと指摘をして、そのような変更計画にならないようにチェックしてくださいというような方向で、改めてといいますか、指導してまいりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（木内欽市） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第18号の質疑を終わります。

議案第19号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ）　お願いします。19号です。

損害賠償なんですが、議案説明で、恐らくごみ収集車なのかなという感じだったんですけども、バックしているときに、こちんと当たったか何かという感じだったんですが、この説明とその額が、ちょっと私の中ではかなり乖離している感じがしまして、損害賠償額114万1,800円なので、こちらの内訳と、本当に人身じゃなくてよかったって、説明ではですよ、人身じゃなくてよかったなって思ったんですけども、114万1,800円という物損でどれぐらいのものでこういうことに、こういう保険料になったのかなというのが知りたいわけです。

それと、あとこれを保険で出るからということでのご説明があったんですが、これは全額保険で出ますというふうにおっしゃったんですが、すごく軽く。これって今後の保険料に影響というものはないのでしょうか。それをお聞かせください。

○議長（木内欽市）　戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司）　それでは、損害賠償額の内訳と、あと今後の保険料の影響について、あと物損事故でどのぐらいの事故だったのかという点でのご質問だと思いますので、ご回答させていただきます。

損害賠償額114万1,800円の内訳につきましては、車両修理費が95万3,700円で、そのほか相手方の代車にかかった費用が18万8,100円となっております。

物損でどのぐらいの事故だったかと申し上げますと、修理費用の内訳で申し上げたいと思います。

まず、バンパー及び前面グリル部分の修理が13万2,170円、ボンネット及びサイドパネル部分、こちらが20万1,090円、あとヘッドランプ類の修理が18万4,560円、あとラジエーター及びバッテリー等の電気系統で24万4,080円、あともう一つ塗装です。塗装で10万5,100円、あと消費税8万6,700円となっております。

あともう1点、今後の保険料への影響についてということですが、このたびの件では、損害賠償金を支払うことにより、保険料が増額することはございません。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） バッテリーとかも、ラジエーター、バッテリーとかって、これは議案説明のときには、ちょっと軽い感じの事故というか、バックしているときに当たったみたいな、そういう私の中でのイメージがあって、説明でできていたんですけども、これは大きな事故だったってことですかね。

それと、この事故に関しては、保険料のこれから後の保険料の増額はないということなんですけれども、いろんな種類の保険、保険というか事故に対しての保険料への影響という、これ全てに保険料の影響がないということでもいいんでしょうか。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それではお答えします。

事故としては、相手方の車は軽自動車、軽の乗用自動車ということで、うちのほうの公用車、パッカー車なんですけれども、それがかなりフロント部分を押ししてしまったというような事故でございます。

あと全て、今回の件で全ての、ほかの全ての保険に影響がないのかということで……

（発言する人あり）

○環境課長（高根浩司） 保険への影響はないということで聞いております。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 今、課長のご答弁で、軽自動車が止まっているところに、パッカー車が下がって押し潰したということなんですかね。軽自動車でするのでしょうか。

で、このトータルで114万1,800円。分かりましたと言うしかないのかなって感じがするんですけども、すごく不思議な感じするんですよ。

いずれにせよ、保険に影響がないという、その今後の保険料の支払いに市からの持ち出しがたくさんになるわけじゃないということで、全ての保険がそうなのかということで、一応の安心はしたんですけども、ただ、幾ら保険で支払われるからといって、やはりこんだけの額の、保険でこんだけを出さなきゃいけないような事故というのが、ちょっと本当皆さん、

現場で慎重にはやったださっていると思うんですけれども、さらなる慎重を期していただきたいというような職員への、職員なのか現業なのか分からないですけれども、ご指導のほうを徹底していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょう。

○議長（木内欽市） 副市長。

○副市長（飯島 茂） 私のほうから回答させていただきます。

今回の案件は、環境課の作業員の起こした事故でございます。ただ、私ども市の内部ではもう環境課、そういった作業員に限らず、職員のほうも市長専決されている100万円以内での事故も多々あって、3月にまとめて報告させていただいておるところでございますが、とにかく保険で直ると言っても、最終的に保険の掛金は全国の市町村が掛けているものであって、そして、事故と人のけが等の関係もありますんで、とにかく注意喚起、これはしっかりとまいりますので、よろしくお願いをいたします。

失礼しました。事故報告は3月ではなくて6月ですね。決算が出た段階で、6月議会で毎年報告しております。とにかくそういった件数が少ないよう、なるように指導してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木内欽市） 以上で通告による質疑は終わりました。

議案第19号の質疑を終わります。

議案第20号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） 議案第20号です。

指定管理者の指定についてです。

体育施設の指定管理なんですけど、まず最初に、私たちに手元に來た議案の中では、議案第20号ということで指定管理者の指定についてで、裏面に1ページの12施設で、ここが指定管理になりました、それと、その会社の名前と指定管理の期間だけだったわけです。

やはりこれ、私には相当大的な議案だと思いましたので、これからこれだけ大きい議案の場合は、議案書と一緒に、その説明、なるべく議員に理解が、この議案自体の理解が進むような資料と一緒に出していただきたいなと思いました。

それで、その中で資料を出していただけましたので、ちょっと質疑をさせていただきたい

んですけれども、この資料を見まして、簡潔にこの事業内容と、この指定管理にすると、どれぐらいの節減、市がやるのとどれぐらいの節減になるのかという、そのところをまずお答えください。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） まず、この事業内容というご質問でございました。

まず、この指定管理、12施設ございます。こちら、公募する上で課題を設けておりました。

課題としては、現在コロナの影響で、施設の利用がだいぶ減ってきているという中で、利用者を増やし、施設の価値を高める取組、それから、スポーツ庁が進めておりますスポーツ実施率、これは週1回のスポーツの実施の回数の率ということになります。こちらが国では65%、それから、新たに改正され70%を目標としていますが、旭市では令和3年度にアンケート調査を行った結果、40%と低い状況であります。こちらのスポーツ実施率、これは健康増進につながりますので、これを上げていきたい。

それから、旭市では、本年4月にオープンした旭のサッカー場であったり、今年度の予算で、この脇の文化の杜公園のテニスコート、人工芝に換えております。こういった施設、新たな投資も行っておりますので、こういった施設も含めて、利用の促進に寄与する取組を求めています。

さらに、指定管理者に期待することとして、指定管理者にはスポーツ施設を最大限に活用し、市民の健康維持増進、施設利用者数の増加、地域振興や地域コミュニティの醸成のため、市とともに連携して市民サービスの向上に努めることを期待しています。

さらに、そこには経費の節減というものも求めています。

続いて、経費の節減というご質問でした。

こちら指定管理の目的は単に経費の節減を図るだけではなく、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの向上と施設の利用向上を図っていくことで、施設の目的を果たすということでございますけれども、その縮減の分、こちらまず市が公募した際の指定管理料の上限額、これは市が行った場合、かかる維持管理費です。これが1億1,096万円です。これに対し、提案された指定管理料は1億996万円で、100万円です、少ない金額となっております。

なお、これ指定管理の業務なんですけれども、市が引き続き管理を行うものもございます。最終的には、市の支出の分が増えるのか、少なくなるのかというのは重要なことであると思

います。

こちら、実際は令和5年度予算案は現在作成中なんで、まだ試算の段階なんですけれども、それを試算を行いましても100万円程度の削減にはなるかと。現在の状況です。

なお、指定管理料については、3月議会の予算の一般会計の予算の中で、また計上してご説明ができるかと思います。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） それでは、実際にこの指定管理者として上程されている団体があさひスポーツまちづくりパートナーズ、こちらが出された金額が1億996万円ということですよね。

それでは、その評価基準と評価ポイントについてお伺いしたいんですけれども、この金額というのが1億996万円というのが、こちらのあさひスポーツまちづくりパートナーズ以外のところよりも安いという言い方がいいのかな、経費として計上されている金額が一番安かったから、これがその評価のポイントとなっているかどうかと、ほかに評価基準の中で、一番こちらが、あさひスポーツまちづくりパートナーズが取られた評価のどの点が評価されて取られたかというのをお願いいたします。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） まず、評価基準からご説明いたします。こちら少し長くなります。

評価基準は表により、大きく六つの評価項目により審査をしております。

一つ目が団体の経営方針等に関する事項として、これは経営基盤や類似施設の管理の実績。

2項目目が施設の経営方針等に関する事項として、現状を踏まえての将来展望やサービス向上、それから、施設の利用向上、市内事業者との関係の構築に関する方策等です。

3項目目が施設の管理に関する事項として、運営体制や職員の配置計画、既存のスタッフの優先雇用、雇用の安定化への配慮となります。

4項目目が情報公開及び個人情報の措置、これに関する事項です。

5項目目が緊急時における対策に関する事項として、防犯及び防災対策、危機管理対策になります。

最後、6項目目がその他特記事項として、自主事業に行った場合の市への利益の還元の方法という、以上の基準となります。

この指定管理料の提案額が一番どうなのかということでございました。

実際、こちらの指定管理の候補者が一番安い金額でございました。

なお、この審査の基準の中には、この金額というのは、細かくは定めておりません。あくまでもその運営であったり、どのようにこの旭市の体育施設を活用していくのか、これが主になります。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） ありがとうございます。

頂いた資料の別紙3に六つ、五つまでのと、その他というので六つ、審査基準表が出されていて、それぞれに配点を書いてあるんですけども、実際にこちらの指定管理に上程されているこちらのパートナーズでしたよね、がどれだけの点数をどこで取っているのかというのがこれになかったもんですから、聞いてみました。

で、金額もこれになかったので、金額の評価というのはどのようにされたのかを聞いてみたわけです。で、一番安く出していらしたところが取ったということで、金額というのが非常にその評価のポイントとしてあったんだろうなということは分かりました。

そうしましたら、あとちょっとこれ、令和5年4月1日から10年ということで、5年の指定管理なんですけれども、この中でモニタリングのやり方とかがちょっと私、これを書いてなかったのであれなんですけれども、もし今の時点でモニタリングの仕方が分かりましたらというか、当然のことながら分かっていると思うんですけども、お答えできるようでしたら、お答えください。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） アンケート、その反映だと思います。

こちら、まず指定管理者から提案があったのは、日々のアンケート回収としてボックスを設けると。そこに何かあれば投稿していただくと。その投稿していたものは、迅速にその掲示板によって公表すると。

それから、利用者の属性に応じたアンケートとして、利用団体に対してのアンケートを利用時に行う。それから、自主事業であったり、スポーツ教室もいろいろ行います。そのスポーツ教室の実施については、年4回アンケート調査を実施するということでございます。

さらに、その反映ですね、迅速に対応が可能なものは、直ちに行うと。それから、市との協議が必要なものは、市と協議の上で対応するというように計画されております。

以上です。

○議長（木内欽市） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

続いて、飯嶋正利議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○14番（飯嶋正利） 私も議案第20号、指定管理者の指定ということで、1点目、選定委員会の構成や応募状況、また、審査基準など、審査基準は今、戸村議員のほうで質問がありましたが、選定に至る経緯などにつきまして、分かる範囲でお願いいたします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 応募状況、それから、審査基準のほうは先ほど結構ということでしょうか。

まず、応募状況なんですけれども、7月22日から29日までの応募受付期間にコナミスポーツ株式会社とイオンディライト株式会社のグループによるあさひスポーツまちづくりパートナーズ、それから、その他のグループであさひ・シンコー・まちづくりグループと、オーエンス・パーソンアンドパーソンスタッフグループ、以上の3グループからの応募がありました。

その後、10月12日に選定委員会を開催し、あさひスポーツまちづくりパートナーズが指定管理候補者として選定されました。

審査委員会ですね、選定委員会の構成です。

こちらは旭市指定管理者候補者選定委員会設置要綱がお配りした資料がございます、の規定により、まず、第4条として委員長が副市長、第5条第1号委員として、行政改革推進課長、それから、総務課長、企画政策課長、財政課長、さらに第2号委員として、指定管理を所管する、こちら体育振興課長です。それから、第3号委員として、市民を代表する者で体育施設を利用する市スポーツ協会から1名、スポーツ推進委員から1名、さらに学識経験者として、行政改革推進委員から1名、市内の税理士が1名で計10人の構成となっております。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○14番（飯嶋正利） この選定基準なんですけど、やはり同じ基準、同じ土俵では、どうしても大手のノウハウには、これ地元企業は全く太刀打ちできないんじゃないかなと考えますが、

地元企業が入れるような配慮はなされないのでしょうか。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 今回の指定管理は、12の施設の予約受付から始まりまして、窓口での応対と案内、料金の徴収、それから、利用、そして日々の施設の維持管理と続く一連の運営全てを一括して行う業務となります。

その上で、旭市の社会体育施設の管理運営を行う事業者として審査を行った結果、候補者が選定されたものです。

地元事業者が関われるような基準ということでございます。

なお、基準について、市内企業との関係構築の考え方として提案を求めておりまして、指定管理候補者からは、専門的な部分の再委託や、物品の発注の際には、地元企業を優先的に活用する旨の計画がされております。

さらに、市として地元事業者への配慮がございます。それは社会体育施設の維持管理、これまでの維持管理の中で、野球場等のグラウンドについての芝の部分、こちら5か所あるんですけれども、このうち土壌処理剤の散布やエアレーションとって、芝に穴を開けて通気をよくするためのもの、それから、目土をかけたり肥料をかける施肥については、委託業務で地元事業者が実施をしておりました。

この業務については、指定管理には今回入れずに、引き続き市が発注することで、地元企業の育成と受注機会の確保を図る予定でございます。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員。

○14番（飯嶋正利） 今回は、この12の体育施設の指定管理、その次は、例えばそれを含む造園管理、その次は公園というふうな形で変わっていき、そういうふうな危惧がされるわけです。

我が旭市では、先の震災のときに建築業を含む災害協定の中で、大変この業種の皆さんにお世話になりました。それを含んで、地方企業の育成ということを考えて、もちろん地方行政が、この地方のこの企業の育成というのは、私は基本の一つにはなるんじゃないかなというふうに考えている中で、行政改革を否定するつもりは全く私は個人的にはございません。

しかし、その中で、どのような考えを市がお持ちなのか、お聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 指定管理者制度の導入に係る基本方針は、平成18年3月に定めております。

指定管理者制度の導入に当たりましては、単に経費の節減を図るだけではなく、住民へのサービス提供を優先して考慮する必要があります。

そのため、施設ごとに設置目的や実施している事業の内容、利用状況などを整理し、指定管理者制度により管理を行うことが効果的、効率的な施設については、この導入を進めていくことになります。

地元企業の活用についてでございますが、施設の目的や事業内容にもよりますが、地域振興、あるいは企業の育成という観点からも十分に留意する必要があります、指定管理者選定の際の評価基準にも配慮すべきものと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 飯嶋正利議員の質疑を終わります。

飯嶋正利議員は自席へお戻りください。

続いて、伊場哲也議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○5番（伊場哲也） それでは議案第20号、指定管理者の指定について質疑をさせていただきます。

もう既に回答もいただいている部分もあるんですけれども、初めに、委託料の提案額の比較と導入効果について、質疑をさせていただきます。

これまでの経費と、指定管理業者に委託した場合の経費の差は、具体的にどれくらいあるのか、そして、なぜあさひスポーツまちづくりパートナーズと決定したのか。点数だけではなくて、ほかの2団体、3団体出てきましたけれども、他の2団体と金額的にはどれくらいの違いがあったのかということを質疑させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） ご質問は、指定管理による効果と、提出された経費の差ということでしょうか。

まず、効果でございます。

まず、こちらの選定された事業者なんですけれども、現場や地域の現状をよく調査してお

りまして、市の総合戦略をはじめ、各種の市の政策を理解した運営計画をまとめていました。

具体的には、市内の体育施設を活用し、スポーツでつなぐ健康づくり、ずっと大好きなまち旭市への貢献というテーマに総合体育館のトレーニングルームの運用拡大であったり、スポーツ合宿の誘致、県内プロスポーツチームによる教室、豊富な広報活動、多くの自主事業により施設の利用向上や、市民スポーツ実施率の向上策、また、既存の職員の継続雇用や市内事業者との連携など、多くの点で他の申請者より優れていたものでございます。

この導入の効果で、スポーツ施設を最大限に活用し、市民の健康維持増進、施設利用者の増加、地域振興や地域コミュニティの醸成のため、市とともに連携して市民サービスの向上に努めていただくということになります。

続いて、3グループがあって、経費との差ということでございます。

こちら先ほどありましたけれども、まず、指定された候補者のほうが1億996万円ということで、上限額より100万円低い金額、他の2団体なんですけれども、こちらより高い金額であって上限額の範囲ということでございます。よろしくお願いします。

(発言する人あり)

○**体育振興課長（金杉高春）** こちら、実際100万円の差なんですけれども、この中に入っているということで、ご理解いただければと思います。

(発言する人あり)

○**体育振興課長（金杉高春）** 高い、これより高くということで、基準額の範囲で、これより高いということです。

○**議長（木内欽市）** 伊場哲也議員。

○**5番（伊場哲也）** 指定管理者における候補者選定委員会というのが10月12日に行われました。結構大事な選定委員会だったんじゃないかと推測いたしますけれども、1日で選定に関わる協議というのが十分できたのかなというふうに思いました。

それに併せてですけれども、コロナ禍ではありましたが、東京オリンピック終わってから、やれ不正だ談合だなんて、日本を代表する電通だの博報堂だのってね、これ今回の選定委員会の開催に関わって、不正行為ですとか談合対策について、市は、そういうことはないと思うんですけれども、そういったことを意識しながら、具体的に行った取組等があればお聞かせ願いたいなというふうに思いますけれども、よろしくお願いします。

○**議長（木内欽市）** 伊場哲也議員の再質疑に対して答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） まず、ご質問がその選定委員会、その1日でちゃんとできたのかというところと、その選定委員会、その辺の情報公開のところきちっとできていたのかということだと思います。

まず、選定委員会1日の分です。

審査委員には、選定委員会の開催日の10日前に、応募団体から応募申請書類を各選定委員に配付するとともに、審査基準について事前に説明を行いました。そして、10月12日に開催した選定委員会では、市役所会議室において、各グループから提出のあった申請書類、これ計画提案について、1グループずつプレゼンテーションをしていただき、質疑の後、審査委員が評価点をつけ、総得点の最も高かったグループを指定管理候補者として選定したものでございます。

なお、この3者の、3グループですね、応募があったんですけれども、こちらもちろんその応募者には何団体の応募があったのか、それから、誰が応募したのか一切分からない状況です。その中で審査委員会を行ったんですけれども、その順番に会議室に入っていただくんですけれども、控室も2階と3階に分けて、会わないように配慮した中でやっております。鉢合わせ防止ということで行いました。もちろん審査員の方にもそれを十分理解した上で審査を行って、厳粛に行った結果がこの候補者が選定されたものでございます。よろしくお願いいたします。

○5番（伊場哲也） ありがとうございます。

再度お聞きいたしますが、先ほどの保育所の民営化と一緒になんですけれどもね。選定に関わる方々には10日前に資料提供と。私自身の反省も含めてなんですけれども、指定管理者に、業者に、もう12の社会体育施設を委ねるんだということは事前に分かっておりました。進捗状況ですとか、実際どんなふうになるのかなという情報の取り寄せが、私自身不足していたなと。

といいますのは、これも十分理解しながら12月議会を迎えたわけですね。コロナ禍での対応の一環というふうに捉えますけれども、これもやはり地方自治法によって議会の議決を経る必要があるわけですから、私ども議員に対しても、やっぱりタイムリーに、しかるべきときにしかるべき、その資料提供に基づいた、体育振興課からの説明ですとかね、今こんなような状況になって、こういう方向で考えておりますと。進捗状況はこういう状況ですという、そういう説明があれば、また、質問ですとか、回答のやり取りでよりよく理解できたのではないかなというふうに思ったわけなんですよ。

それに対して、体育振興課長、いかがでしょうかね。説明会の持ち方がタイムリーに行われなかったんじゃないのかということをお聞きしたいのです。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） もっと説明の場ということでございました。

体育振興課といたしまして、手順にのっとり業務を進めてきたこととございます。

なお、3月議会では多くの議論もあったのも把握してございます。そんな中で、このお配りした資料なんですけれども、当初常任委員会にお出ししようとしていたものを、より計画内容等の分かるものにしまして、議会開会日の前の全協にお配りしたものでございます。ご理解のほうくださるようお願いいたします。

それから、指定管理者の募集を開始したことについては、6月議会の第2回定例会の政務報告において、12施設について5月9日から指定管理者の募集を開始しましたということでご報告させていただきました。

そして、今回指定の議決について議案を上程しているものでございます。

なお、その指定管理の予算については、また3月の議会で一般会計の予算として計上させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（木内欽市） 伊場哲也議員の質疑を終わります。

質疑は途中ですが、ここで2時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時 0分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

続いて、松木源太郎議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○20番（松木源太郎） それでは、議案第20号、指定管理者の指定について、ご質疑申し上げます。

議案の裏面の12の社会体育施設を指定管理者に任せるということで、あさひスポーツまち

づくりパートナーズに決まったそうであります。これを私たちが今から議論するわけであり
ますけれども、ただいままでの同じ質問をされた方の答弁を聞きながら、それを参考にして、
私から聞きたいと思います。

まず、第一は、この指定管理者の選考結果についてという資料が何枚かありまして、その
別紙3には審査基準表というのがございます。

ところで、あさひスポーツまちづくりパートナーズに決まったのは、その選定の費用の金
額なのか、それとも点数なのか、どちらが優先されて決められたのでしょうか。この点につ
いて、まずお話を聞きたいと思います。

それから、2番目は、この決まったあさひまちづくりパートナーズという団体ですね。二
つの会社でつくる団体、三つの応募者ともに二つの団体でつくっておりますけれども、これ
どうしてそういうことになったのかは、選考した担当者はお分かりでしょうか。

次に、この1億1,096万円という金額は、どこから出てきた金額なのでしょうか。上限の
ように取れますけれども、年間費用はこの以下でなければ通らなかったということなんでは
ょうか。

それから、当然社会体育施設には、使用料を住民の方々は払いますし、利用者は払います。
その使用料は、収入はどこに入るのでしょうか。

次に、審査に携わった充て職の方は結構ですけれども、個人の方、つまり団体などの方の
3名の氏名を明らかにしていただきたい。

もう一つは、この指定管理者制度でもって、社会体育施設に関わる職員の方が何名減るの
でしょうか。

ところが、審査基準表の3番目のところに、こういう書き方があります。

スタッフ雇用の考え方配点10点、以下について考えられているか。既存スタッフ及び市内
優先雇用の考え方というんですけれども、なぜ新しい形でもって、指定管理者をするのに、
こういう項目が入ったのかも聞かせたいと思います。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） まず、その基準により決まったか、金額かということでございま
した。

あくまでもこの審査基準表がございます。こちらの表の総得点が高い事業者、団体がこの
指定管理候補者として決定したものでございます。

それから、団体がそれぞれ三つだったということでした。

これは、うちのほうで団体と指定したわけではございません。あくまでも法人とし、複数の法人が共同事業体で構成して応募する場合は代表団体を定める、法人等であれば特に1社でも応募資格がございます。

申請は、なお1法人等または共同団体につき1件とするということでした。

続いて、この経費の分、1億1,096万円でした。

こちらは市で行ったその通常の維持管理にかかる経費でございます。これに対して指定管理者が幾らの金額を上げてくるかということでした。

なお、この基準を定めていますので、これ以下の提案になるということでした。

それから、年間の指定管理料のそれは料金、使用料金ですね。こちらの収入ということでした。

この使用料金は、指定管理者の収入となる利用料金制を採用しております。使用料は指定管理者の収入となるということでした。

なお、こちらなんですけれども、その利用料金制にしたんですけれども、通常その料金收受代行制といってそのまま、使用料が市に入る場合と二つのケースがございます。この利用料金制を採用することで、指定管理者はその維持管理費もあるんですけれども、利益を増やすために、利用者のサービスを向上する、施設の利用向上のための工夫に取り組むと。そういうメリットがございます。

それから、審査委員の個人ということでした。

こちらの要綱でございます。要綱により、4条が副市長、それから、5条で市の課長、で、おっしゃっているのは市民の代表のところだと思います。こちらは身近な市民でございまして、スポーツ施設を利用するスポーツ協会、それから、スポーツ推進委員、それから、学識経験者として行政改革推進委員、それから、地元の税理士ということでご理解をいただければと思います。

○議長（木内欽市） 氏名をと言っているんだから、氏名を言ってください。

○体育振興課長（金杉高春） 氏名は、こちらの身近な市民ということで、よろしくお願いします。

続いて、社会体育施設の市の職員が何人減るのかということでした。

もちろんその指定管理によって、業務が一括で行われるので、体育施設班の職員は減ることになりますけれども、開始初年度は特に指定管理者、いきなり事業を引き継ぐわけです。

各施設の状況であったり、施設ごとの管理の仕方等それぞれ違いますので、開始初年度は、なるべくその今お願いしようとしているのは、2人は残していただければなということで、その試算の計算、予算の計算としては2人で見ているところでございます。

それから、スタッフ雇用なぜということでもございました。

これ指定管理の当初の目的、その指定管理によって地元で雇用されていた方が職を失ってしまうというのは、これはよくないことでございます。それに、指定管理がいきなり始まった中で、誰も分からない職員が始めても、非常にこれは市民の利用者の方が混乱すると思います。

そういったことで、まず業務をよく熟知している方を優先的に雇用していただきたい、そこで雇用を守っていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） 子細なご回答ありがとうございます。

さて、問題は、私は社会体育施設の指定管理について、先の議会でもって反対討論をした男ですから、賛成はできないんですけれども、社会体育施設が完全に住民のために役立つという形でもって利用されるんなら、またそれは一つの方法だと思っています。

そこでお聞きするんですが、まず、私はびっくりしたのは、芝生の管理はやらせないで。何ですか。これだけの大きな施設でもって芝生があるわけですから、芝生の管理もその指定の中に入れたらいいじゃないですか。何でそういうことがやらないんですか。一部一貫していませんね。ここんところを私は、今回の議案でもって詳細に聞くと、一貫していないんですよ。だから、もう一度考え直して、提案し直すべきだと思います。

これは、やはり例えば年間の費用が1億1,090万円だとか996万円でもって、皆さんが入っていたとかというのはありますけれどもね。そういう問題じゃないと思うんです。やるんだったらば、全てのやつを指定管理者に任せて、それでもってやらせるのが筋でしょう。そうじゃなかったらば、指定管理者にする意味がないじゃないですか。そこんところなんです。曖昧な指定管理者制度じゃなくて、もっとちゃんとした、全てを任せるんだったらそうするという形の提案をしてもらいたいと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） うちのほうでこれまでの指定各施設の維持管理を行っている中

で、地元の事業者が受注している部分で、一番大きいのが芝生の管理の部分でございます。

こちらについては、今回の指定管理では、引き続き市で委託を行いまして、これまでの受注機会の確保であったり、地元への雇用の配慮、そういったものを寄与していきたいということで、芝生の管理は除いたものでございます。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） これで最後だから、私は終わりにしますけれどもね。

何かそれが地元優先の立場だというふうじゃなくて、とんでもないところから来ている方たちに12の施設を任せて、その中でもって地元しかできないから、じゃあ、これだけは地元だから地元のためになってよというのは、それは私、考えの違いだと思います。

こういう形でもって指定管理制度を行うということについては、また意見がありますので、そのとき述べます。

以上です。

○議長（木内欽市） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第20号の質疑を終わります。

議案第21号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

発議第1号について、質疑にすぐ入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

以上で、議案質疑を終わります。

◎追加日程 議案第21号直接審議（先議）

○議長（木内欽市） おはかりいたします。

議案第21号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議したいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木内欽市) ご異議なしと認めます。

よって議案第21号は委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第21号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

採決は電子表決システムで行います。

議案第21号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(木内欽市) 押し忘れなしと認め確定します。

全員賛成。

よって、議案第21号は同意することに決しました。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長(木内欽市) 日程第2、常任委員会議員付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第1号から議案第20号までの20議案をお手元に配付してあります付託議案分担表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、12月14日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長(木内欽市) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は12月7日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時16分